

社会福祉法人飯豊町社会福祉協議会役員等の報酬に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人飯豊町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第25条の規定に基づき、役員に対する報酬等の支給基準について定めるものである。

(定義等)

第2条 この規程において、用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第18条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤とは、常勤役員のうち、本会を主たる勤務場所とする理事をいう。
- (3) 非常勤とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区別されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区別されるものとする。
- (6) 報酬等とは、(4) 及び (5) を併せたものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。ただし、飯豊町の常勤の特別職及び一般職の者が本会の役員を兼務した場合の報酬は無報酬とし、費用弁償は行わない。

- (1) 常勤する役員については、職務執行の対価として報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員については、会長を除き無報酬とし、理事会及びその他会議への出席、監事監査を行う場合には、本会旅費規程に基づき費用を弁償する。

(報酬等の算定方法)

第4条 報酬の額は、次の通り定めるものとする。

職 名	報酬額	備 考
会 長	月額 25,000円	非常勤 (常勤する場合は理事会が別に定める)
副 会 長	無報酬	非常勤
常務理事	月額 200,000円を 上限とし理事会が定める額	常勤する役員
理 事	無報酬	非常勤
監 事	無報酬	非常勤

- 2 役員が職務のため出張したときは、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。
- 3 報酬のほか、会長及び常務理事を対象に職員給与規程に準じ、通勤に要する交通費として、通勤手当を支給することができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず常務理事が事務局長を兼務する場合には役員報酬を支給しない。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- 2 報酬については、毎月21日とし、その日が休日にあたるときは、職員給与規程に準じた日とする。ただし、会長報酬は、年払い、半年払い又は定期払いができる。

役員等の報酬に関する規程

- 3 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 4 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときは、立替金等を控除して支給する。
- 5 第3条に規定する費用の弁償は、理事会又は評議員会の出席等、必要の都度、支給する。
- 6 任期途中で役員の就任又は退任があった場合の報酬は、日割り計算により算出し支給する。

(費用)

第6条 本会は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅延なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則（施行期日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（施行期日）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。